

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（137）

2. 日時：令和4年3月25日（金）16：00～18：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他7名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第28条（保安電源設備）、第42条（外部電源を喪失した場合の対策設備等）、第30条（通信連絡設備）、第22条（放射性廃棄物の廃棄施設）、第23条（保管廃棄施設）及び第6条（外部からの衝撃による損傷の防止：耐降下火砕物設計）に関する審査会合でのコメントへの回答について説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

➤ 主冷却機屋外ダクトに設置するとしている降下火砕物の流入防止板について、降下火砕物の到達までに、取り付け完了までに必要な作業時間及び取り付け方法について説明すること。

➤ 事故時における連絡体制を確保するにあたり、必要箇所への連絡に使用する通信連絡設備と、別途整備している統合防災ネットワークとの関係を整理して説明すること。

- 保安電源設備について、必要な負荷容量との対比が判るように一覧表として整理し説明すること。
- 外部電源を喪失した場合の対策設備について、原子炉の冷却に必要な安全設備の負荷とその投入時間の関係が判るように整理すること。また、設計基準事故と BDBA では必要となる安全設備の負荷やその投入タイミングの違いがあるので、これを整理して説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 28 条（保安電源設備）に係る説明資料<指摘回答>

資料 2 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 42 条（外部電源を喪失した場合の対策設備等）に係る説明資料<指摘回答>

資料 3 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 30 条（通信連絡設備）に係る説明資料<指摘回答>

資料 4 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 22 条（放射性廃棄物の廃棄施設）に係る説明資料<指摘回答>

資料 5 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 23 条（保管廃棄施設）に係る説明資料

資料 6 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に係る説明資料（その 3：耐降下火砕物設計）

資料 7 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に係る説明書（その 3：耐降下火砕物設計）